

回航申込書

帆船マリン（以下「甲」）と、依頼主（以下「乙」）間における回航に関する申込は以下の通りである。

（目的物）

第1条 甲は、乙に対し、乙所有の船舶（以下「本件船舶」）を甲によって所定の場所まで回航する契約を締結した。

（代金）

第2条 本件船舶の回航代金等は、別途送付の計算書に準じる。

（代金の支払時期およびその方法）

第3条 上記代金の支払は、計算書に記載の甲指定の銀行口座へ振込により支払うものとする。

（引渡し）

第4条 本件船舶の引渡し日時および場所については、別途計算書に記載の出発地から目的地までの回航に限られる。出航、到着予定については、気象や社会情勢、艇にトラブルが生じた等の諸事情により予定に変更が生じる場合がある。その場合は双方協議の上、調整するものとする。

（条件）

第5条 回航に際しての条件は以下の通りである。

乙は回航出発日までに必ずプレジャーボート保険などの保険に加入し、万が一の事故の場合は乙が加入した保険を適用する。

船舶は法的に回航に必要な航行区域を航行するための条件を満たしたものである事。

また、上記条件に合致した法定備品が装備されている事。

原則として夜間航行は行わないが、万が一に備えて夜間航行が可能である事。

海況等の諸事情によって到着予定日が遅延する場合がある事を理解し無理な計画を強要してはならない。

整備不良等による艇のトラブルにより、著しい計画の変更または中断を余儀なくされた場合、甲にて続行が困難と判断した場合は回航途中でも本契約を休止、中断、解除できる。その場合、回航行程の総距離の5分の1以内でのトラブル発生による中断では半額を返金。それ以降のトラブル発生時は返金を行わない。

トラブルの度合いによっては寄港地にて修理業者に修理を依頼する場合がある。その場合は報告、相談の上で修理するか中断するかの判断とする。

また、修理を行う場合、その代金は乙が負担するものとする。

(責任)

第6条 回航に関しての甲の責任範囲は以下の通りとする

1.回航時、停泊地の岸壁などで発生する可能性がある、常識の範囲内で発生した傷に関して甲は責任負担を負わないものとする。

ただし、甲は回航中には細心の注意を払い事故や損傷が生じないよう最善を尽くすものとする。

2.乗り揚げ、座礁、海難事故等が起きた場合は乙加入の任意保険を適用するものとし甲は一切の責任を負わない。

本件船舶の責任負担は乙のものとし、甲には一切の負担責任はないものとする。

(協議事項)

第7条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、双方協議の上解決するものとする。

(管轄)

第8条 本契約に関する起訴は、神戸地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成して、双方署名の上、各自1通を保有する。

年 月 日

受け主 (甲) 住所

氏名

依頼主 (乙) 住所

氏名